

作品提出に関する JAPIAS と参加校との合意書

第1条 通則

全国中学高校 Web コンテスト（以下「本コンテスト」）は、特定非営利活動法人学校インターネット教育推進協会（以下「JAPIAS」）により運営、管理されています。詳細は下記 URL をご覧ください。
<http://webcon.japias.jp/>

チームが本コンテストに参加し、応募作品を提出するためには、代表コーチが勤める学校の法的な署名権限を持つ人が必要です。通常は、学校の校長、教頭、またはその他の管理者（以下「学校責任者」）がその学校を代表して、この「作品提出に関する JAPIAS と参加校との合意書」およびコンテストルール（以下「ルール」）（合意書とルールを併せて以下「本合意書」）の諸条件に従い制約されることを了承し同意するものとします。

学校は本コンテストへの参加資格がある適格校（ルールに定める通り）でなければなりません。学校責任者は承諾することによって、学校と JAPIAS を法的に拘束する合意を形成し、学校は JAPIAS に対し以下を表明し保証するものとします。

- 1) 学校責任者は、学校を代表する法的権限を有します。
- 2) 当該校は、本合意書の下で実行しなければならない必要なすべての行為に関して、実行することを認められています。

なお、保護者がコーチになる場合は、その保護者を「学校責任者」に準じる立場とみなし、その保護者との間で本合意書を締結するものとします。

第2条 発効日

本合意書は、学校責任者が承諾した時点で発効となり、コンテスト終了前に本合意書を解除しない限り、コンテストが終了するまで有効となります。なお、学校は、JAPIAS が将来開催するコンテストについては、別途その規約・条件に合意する必要があります。

第3条 学校の責任・義務

(a) 保護者の許可と同意：学校は、ルールに従い、JAPIAS に対して応募作品を提出する前に、各代表コーチが各チームメンバーの保護者の署名入り同意書を確実に入手することに責任を持つものとします。学校はすべての同意書について責任を持って保管し、JAPIAS の正当な求めがある場合、その記録を提供するものとします。

(b) 助言と監視：学校には、本コンテスト期間中、各チームの代表コーチがチームメンバーに対して適切な助言、激励、監督をすることについての責任があります。学校は、JAPIAS には、学校、コーチまたはチームメンバーの行為に対する責任・義務がないことを了承するとともに、本合意書の提出（送信）によって、コーチとチームのあらゆる行為に責任を持ち、本合意書を完全に遵守することに同意するものとします。

(c) リソース：学校は、学校またはチームの本コンテスト参加に関連して以下のリソース（下記を含むが、これに限定しない）を JAPIAS が提供する義務がないことを了承し同意するものとします。

- (1) ソフトウェア、ハードウェア、通信機器、およびその他の技術的リソース
- (2) 作業スペース
- (3) 技術サポートまたは技術スタッフ
- (4) 教材およびその他のコンテンツ
- (5) 前述に関連する財政的援助

学校は、チームに対して必要なリソースを提供するか、または提供できるように計らうものとします。

(d) プログラムツール：本コンテスト期間中、JAPIAS は、その Web サイト上で、チームが利用可能なツールや資材（以下「プログラムツール」）を提供する場合があります。学校は、コーチおよびチームがプログラムツールを利用する場合、ソフトウェアライセンス規約やプログラム利用規約（以下「規

約)) を含め、プログラムツールに付随する特定の規約および本合意書に従わせるようにするものとします。プログラムツールは、JAPIAS またはその提供者の書面による特別な指定がない限り、本コンテストの参加に直接関係する活動に限定して使用されるものとします。

第4条 コンテスト

コンテンツ・ガイドライン、スケジュールと作品提出期限、審査基準、および、適用されるルールそれぞれに関する追加情報については、ルールを参照してください。

第5条 提出データ

チームが本コンテストにおいて応募作品を提出するためには、学校は本合意書に同意し、学校責任者に関する情報（以下「提出データ」）の提出を行い、すべての手続きを完了する必要があります。提出データはすべて本コンテストのプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

第6条 知的財産

(a) 提出作品：コンテスト提出作品は、ルールに示されている著作権やその他コンテンツについてのガイドラインに準拠しなければなりません。学校は、チームが応募する作品が次の条件を満たさない場合、JAPIAS に作品を提出しない、または、さもなければ、テキスト、グラフィック、ロゴ、色の組み合わせ、レイアウト、ボタンのアイコン、イメージ、オーディオクリップおよびソフトウェア等（これらを含むが、これらに限定しない）のコンテンツ、情報または素材（以下、総称して「**提出作品の素材コンテンツ**」）を作品に含めないことを保証するものとします。

(1) 提出作品の素材コンテンツはすべてそのチームのオリジナル作品である

(2) チームは、提出作品の素材コンテンツで必要なすべての許可および使用権を最初に取得している

(3) さもなければ、チームは、提出作品の素材コンテンツが準拠法に基づいてパブリックドメインとなっていることを確認している

提出作品は、JAPIAS により本コンテストのライブラリーに収録されます。JAPIAS は独自の判断でライブラリーに収録する提出作品を決定します。

(b) JAPIAS へのライセンス供与：本コンテストに対して応募作品を提出することにより、学校は世界規模の非独占的かつ使用料無料の下記ライセンス（下記に示す権利のサブライセンス権を含む）を JAPIAS に供与するものとします。

(i) 提出作品を複製すること

(ii) 提出作品を1つまたはそれ以上の作品集に組み込み、再構成すること

(iii) 提出作品を変更・編集し、派生作品を作成すること

(iv) 提出作品およびそれを修正したもの、またはそこから派生した作品の配信、表示、伝送、公開、発表を行うこと

(v) あるいは、JAPIAS の判断により下記のような形で（これらを含むが、これらに限定しない）提出作品を使用すること

1. 形式の如何を問わず本コンテストのライブラリーへ提出作品を収録すること

2. 提出作品および提出作品の素材コンテンツを編集すること、およびライブラリーから削除すること

3. 下記を含むがこれに限定しない形で提出作品および／または提出作品の素材コンテンツを複製し、配信すること

a. 提出作品を生徒または個人が宿題、調査、読書、または、個人的な情報として使えるようにすること

b. 教師が教室で提出作品を使用する、あるいはライブラリーにある提出作品にリンクすることを許可すること

c. 提出作品から抽出されたオリジナル画像、引用または抜粋部分の出版を許可すること

4. 提出作品の全体または一部をプレスリリース、ニュース、事例研究、または、それらに類似の形で公開すること

5. 本コンテストに関連するマーケティングイベントおよび活動、または印刷物、Web、ビデオその他同様の媒体による販促品に提出作品の全部または一部を使用すること

上記の権利は、現在あるもの今後出てくるものを問わず、あらゆる媒体および形式で行使することができるものとします。本ライセンスは取消不能とし、提出作品の適用可能な著作権またはその他の知的財産権が有効な期間中は、コンテスト終了後および/または本合意書終了または満了後も有効に存続するものとします。また、本ライセンスは、JAPIAS の継承者または譲受人に譲渡可能です。学校は、下記に関して保証するものとします。

(1) 第6条 (b) に書かれている JAPIAS へのライセンス供与を実現するために、学校はチームが提出した応募作品の知的財産権およびその他権利を保有していること

(2) 学校は、JAPIAS にライセンスを供与するために必要なあらゆる権利を各チームメンバーから書面にて取得していること

(3) 学校は、要請があれば文書記録のコピーを JAPIAS に提供すること

(c) 情報源の特定：チームの応募作品提出時であれ提出後であれ、JAPIAS の要請があった場合、学校は提出作品のコンテンツの情報源を書面にて特定し、それによって JAPIAS は学校が本合意書を遵守していることを確認する場合があります。ただし、JAPIAS には、いかなるコンテンツについても、学校がそれを使用する権利があるかどうかを確認する義務はなく、チームの提出作品のコンテンツ使用および本合意書の遵守については学校に全面的な責任があるものとします。

(d) JAPIAS の所有権：学校がルールに従って本コンテストに参加している期間中に学校に対して提供される、あるいは、学校によってアクセスされるプログラムツール、提出予定コンテンツ（第8条(a)に定める通り）およびその他の情報（以下、総称して「プログラム関連資材」）は、著作権、商標、サービスマーク、企業秘密その他の法律または所有権に関する合意により保護される場合があります。学校は JAPIAS が明示的に承諾したものととしてこれらの使用を認められます。学校は、各コーチおよびチームメンバーがプログラム関連資材に付随する著作権の注意書き、または制約を確実に遵守することに同意するものとします。学校は、下記のようなことは行わず、また他者にこれを許可しないものとします。

(1) プログラム関連資材の全部または一部を公開、伝送、譲渡または販売、複製、配布、実演、表示、または、利己的に利用すること

(2) プログラム関連資材を第三者にサブライセンスすること、または、商用で利用すること

(3) 方法の如何を問わず、プログラム関連資材の改変、修正またはリバースエンジニアリングを行うこと（著作権、商標、およびその他の所有権の注意書きの削除を含むがこれに限定しない）、または

(4) 明示的な許可のないままプログラム関連資材の派生物を作成すること

ルールおよびプログラム関連資材に付随する適用条件に基づいて許可される当該資材のライセンスを除き、本合意書に明示的に定めるライセンス以外（ライセンスとは別に、またはライセンスに加えて明示的に規定される JAPIAS の商標またはサービスマーク（登録の有無を問わず）等を含むが、これに限定しない）、知的財産権に基づく権利またはライセンスを許可すると見なされるものは本合意書に一切含まれません。

第7条 契約期間および契約終了

本合意書は、JAPIAS への書面による 30 日前の事前通告により、学校側の都合でいつでも終了することができます（第9条 (b) を参照）。第9条 (f) の存続規定を条件として、本合意書を終了することは、参照によって本合意書に組み込まれているあらゆる合意を終了させる効果があります。

ルールに記載された条件に従い、学校、コーチまたはチームメンバーが下記いずれかの行為を行った場合、JAPIAS は独自の判断で、代表コーチに通知後、当該チームのコンテスト参加を即刻終了させる場合があります。

(1) 本合意書のいずれかの条件に違反した場合

(2) 本合意書、国際法、国内法または地方自治体の法規制に違反して JAPIAS または第三者のプログ

ラム関連資料、所有権のある技術または知的財産を使用した場合、または、
(3) 倫理に反する素材を含む応募作品を提出した場合

第8条 リスクの配分

(a) **応募作品**：学校は本コンテストに参加している期間中、コンテスト参加者が提出する予定のコンテンツ（以下「**提出予定コンテンツ**」）を見る場合があります。

学校は下記を了承し同意するものとします。

(1) JAPIAS は提出予定コンテンツを事前に選り分けしない

(2) JAPIAS はいかなる提出予定コンテンツも是認または採用することではなく（また、必ずしもレビューしているわけでもなく）、そのコンテンツに倫理に反する素材があっても責任を負わない。そして、前述を踏まえて、

(3) 学校はそのような提出予定コンテンツの正確性、完全性、有用性に対する信頼を含めて提出予定コンテンツの利用に関して評価作業を行い、それらに関連するあらゆるリスクを負う

学校は、コンテスト参加に関連して、学校、コーチ、チームメンバーによる提出予定コンテンツの公開またはその利用に起因または関連するあらゆるクレーム、要求、損失について、その種類／性質、既知／未知、疑惑の有無、公開／未公開を問わず、JAPIAS とその役員、職員、代理人を免責し、また、代表コーチおよびチームメンバーに対してもそのようにさせることに同意するものとします（提出予定コンテンツに責任を持つ当事者とのあらゆる争議を含むが、これに限定しない）。

(b) **学校の表明と保証**：学校は JAPIAS に以下を表明し保証するものとします。当該校は、認可校であり、非営利の非課税団体です。本合意書の条項のすべての重要な点について遵守すると同時に、コーチおよびチームメンバーに遵守させるようにします。いかなる形であれ、コーチまたはチームメンバーが JAPIAS の善意または名声を傷つけること、コンテストを非難または事実を歪曲することを許しません。提出作品の利用によって第三者の著作権またはその他の所有権または知的財産権を侵害しません。提出作品の公開によって、JAPIAS が配信または公開する国の名誉毀損法等（これを含むが、これに限定しない）の法律に違反しません。地方地自体および国のあらゆる適用可能な法律および規制を遵守し、コーチおよびチームメンバーにもこれを遵守させます。

(c) **免責**：学校は、学校のコンテスト参加に起因またはこれに関連して第三者によって引き起こされるあらゆるクレーム、責任、損害、損失（正当な弁護士費用および諸経費を含む）について、JAPIAS、その役員、職員および代理人がこれらの対象にならないよう防護し、免責し、かつ、無害に保つことに同意するものとします。

(d) **保証の放棄**：コンテストおよびコンテストを通じて提供されるあらゆる情報、または JAPIAS が提供する Web サイトは、現状のまま無保証の形で提供されます。JAPIAS は、コンテストの運営、プログラム関連資料、提出予定コンテンツまたはその他コンテスト参加の過程でアクセス可能な情報について明示、黙示を問わず、あらゆる種類の保証または条件（平穩享有担保、権原担保、および、権利侵害がないことを含むが、これに限定せず）を放棄します。JAPIAS は、提出予定の作品または提出済みの作品について、その削除、適時性、配信ミスまたは保存の失敗について責任を負いません。

学校は、ダウンロード／アップロード／インストールを通じて入手した情報やプログラム関連資料、またはコンテストの Web サイトや他の配信方法を利用して入手した情報は学校独自の判断とリスクに基づいて入手したものであり、そのような情報またはプログラム関連資料のダウンロード／アップロード／インストールまたは利用に起因する学校内のコンピューターシステムの障害またはデータの喪失についてはすべて責任を負うことを了承し同意するものとします。JAPIAS は、その Web サイト、サーバー、または JAPIAS から送信される電子メールが、ウイルスまたは有害プログラムを含んでいないという保証はしません。

(e) **責任の制限**：学校は、コンテスト参加の条件として、また、コンテスト参加における考慮点として、いかなる場合も、直接間接を問わず（契約上の行為、保証、過失もしくは製造物責任などを含むが、これに限定しない）、コンテストに関連して生じたあらゆる損害（直接的／間接的／特殊／結果的／付随的／懲罰的損害、利益・収入の損失に関連する損害、業務妨害、データ喪失、業務停止、費用支出、コンピューターの故障・誤動作を含むが、これに限定しない）について、たとえ JAPIAS がその

損害の可能性を知らされていた場合であっても、JAPIAS、その役員、職員および代理人が責任を負わないことに同意するものとします。これには次のものも含まれますが、これに限定しません。

(1) JAPIAS が提供する情報またはプログラム関連資材のダウンロード時・使用時の欠陥または使用不能の状態

(2) コンテストの Web サイトにアクセス不能または使用不能、または、

(3) 提出作品または提出予定コンテンツに倫理に反する素材が含まれているという主張に基づく申し立て、クレーム、訴訟またはその他の手続き

学校は、これらの責任制限が合理的なリスク配分を示すことに同意するものとします。

学校は、プログラム関連資材の利用を含めてコンテストに起因またはこれに関連して学校側が起こす訴訟、法的行為または仲裁は、最初の主張から 1 年以内に正式に申し立てるか提訴しなければならないことに同意するものとします。

第 9 条 一般規定

(a) **管轄権と裁判地**：学校、コーチまたはチームメンバーによるプログラム関連資材の利用を含め学校のコンテスト参加に関連する申し立てまたは紛争は日本の法律に従い、また、解釈されるものとし、海外のあらゆる法律、規則、規制に優先するものとします。

(b) **通知**：上記 (a) に従うことを前提として、当事者への通知はすべて文書にて行い、JAPIAS へ電子メールで通知する場合は sec@japias.jp 宛に、学校へ通知する場合は提出データの一部として JAPIAS に提示した電子メールアドレス宛に、もしくは双方当事者が別途指定したアドレスへ送信するものとします。通知は、その電子メールアドレスが無効であるとして送信元に通知されない限り、電子メール送信後 48 時間以内（平日ベース）で送達されたとみなします。他方、JAPIAS への通知は郵送料前払いの郵便にて下記宛に送付することができます。

JAPIAS（特定非営利活動法人学校インターネット教育推進協会）事務局
〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-1-12-702 JNK4 蔵前研究室

通知は JAPIAS が受領した時点で送達されたとみなされます。

学校が連絡先情報を変更する必要がある場合は、チームの代表コーチに連絡してください。

(c) **契約の不可分；完全合意**：本合意書の規定が管轄権を有する裁判所により無効、法的強制力がない、または何らかの理由で無効と判断された場合、その決定は当該条項にのみ影響し、本合意書の当該条項の残りの部分またはその他の条項には影響しないものとします。学校は、実施不能で法的強制力がない無効な条項を、裁判所または仲裁人が実質的に可能な限り同じ有効な条項に置き換えることを許すことに同意するものとします。本合意書およびその修正は、本コンテストに関する両当事者の完全なる合意を構成し、過去の口頭または文書によるすべての合意事項に優先するものとします。

(d) **権利不放棄**：本合意書の不履行または違反に対する JAPIAS による権利放棄は、その後の違反または不履行に対する権利を放棄することにはなりません。学校またはその他の者による違反に関する JAPIAS の不作為は、その後の同様の違反に関して行動する権利を放棄することにはなりません。

(e) **譲渡**：本合意書は両当事者、それぞれの相続人、継承者および認められた譲受人を拘束し、これらの者の利益のために効力を生じます。JAPIAS は、学校の同意の有無にかかわらず、JAPIAS の事業を引き継ぐ個人、共同事業者、法人その他の団体、または JAPIAS のすべての資産を実質的に取得した個人、共同事業者、法人その他の団体に本合意書を譲渡することができます。学校は、本合意書に基づく権利を譲渡または義務を移譲することはできず、かかる譲渡または移譲は無効となります。

(f) **存続**：第 3 条、第 4 条、第 8 条および第 9 条に定める規定は本合意書の終了後または満了後も有効に存続するものとします。

(g) **追加的確約**：各当事者は、本契約の義務と諸条件を履行する上で必要な書類一式を揃え、適切に行動することに同意します。

(h) **言語**：両当事者は、本合意書およびすべての関連文書が日本語で記載されることを確認します。効力を有する本合意書の原本は、日本語版となります。本合意書の他言語への翻訳はすべて両当事者

の便宜上のものであり、本合意書の意味または適用を管理するものではありません。本合意書が要求または許可する通知およびその他の通信はすべて日本語で記載する必要があり、かかる通知・通信の解釈および適用は、その日本語版に基づくものとします。

(i) **拘束力のある合意**：承諾することにより、学校は (1) 学校責任者が本合意書を読んだ上で了承し、(2) 署名のある契約書として本合意書が学校に対して効力を有することを認めることとなります。

最終更新日 - 2018 年 5 月 25 日